

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。

なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和5年6月5日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称
大東市大野一丁目1053番2ほか
カナーンモール住道店
- 2 法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定による公告をした日
令和5年1月19日（令和5年大阪府告示第54号）
- 3 大東市の意見の概要
周辺道路における迷惑駐車や渋滞が発生した場合は、必要な対策を講じること。
- 4 意見の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
令和5年6月5日から同年7月5日まで
 - (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課
大東市谷川一丁目1番1号
大東市産業・文化部産業経済室